

広島県告示第千四十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、地方港湾土生港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和四年三月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和三年十一月二十九日

土生港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地方港湾土生港放置等禁止区域

東浜地区・箱崎地区

1 区域の範囲

基点一から基点八までの各点を順次結んだ線、基点八と基点九を水際線で結んだ線及び基点九と基点一を結んだ線により囲まれた区域

2 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市因島土生町の国土地理院四等三角点「土生」（北緯三四度一七分四〇秒六四九六、東経一三三度一〇分〇九秒九八九一、標高二〇・六四メートル）

基点一 基準点から二七五度〇五分五二秒の方向一七四・四六メートルの点

基点二 基点一から二〇九度〇四分二秒の方向三八・六九メートルの点

基点三 基点二から一〇度三六分三秒の方向八〇・二二メートルの点

基点四 基点三から一一四度一七分〇一秒の方向二六九・四四メートルの点

基点五 基点四から一二五度二六分五五秒の方向一〇〇・五五メートルの点

基点六 基点五から一二四度三五分二三秒の方向二〇・七二メートルの点

基点七 基点六から一一五度三三分一一秒の方向一八四・二六メートルの点

基点八 基点七から二四度二九分三三秒の方向二五・七九メートルの点

基点九 基準点から二七七度一七分二九秒の方向一七〇・八六メートルの点

二 地方港湾土生港放置等禁止物件

漁船以外の船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物